

WAKWAKフォン／WAKWAK TVフォン利用規程

株式会社エス・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下、NTT東日本・NTT西日本といいます)の提供するIP通信網サービスを利用したIP電話サービスである「WAKWAKフォン」「WAKWAK TVフォン」(以下、本サービスといいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲および変更)

第1条 本規程は、WAKWAK利用条件等について当社が定めたWAKWAK利用規約(以下、WAKWAK利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK利用規約の一部を構成します。契約者は、本規程について、WAKWAK利用規約とともに遵守するものとします。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスは、日本国内において以下に定めるIP通信網サービスを利用したIP電話サービスを契約者に対し提供するサービスです。

(1)本サービス利用者との相互通話。

(2)当社が提携するISP事業者が提供する各IP電話サービス利用者との相互通話。

(3)当社の指定する他の電気通信事業者が日本国内において提供する電気通信サービスの利用者への通話(発信のみ)。

(4)当社の指定する他の電気通信事業者が日本国外(ただし当社が指定する国、地域に限られません)において提供する電気通信サービスの利用者への通話(発信のみ)。

2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める音声通話等の通信(以下、対象外通信といいます)は本サービスの対象外となります。対象外通信に関しては本サービスによりご利用になることはできません。

(1)110番、119番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話。

(2)0120、0570等で始まる、特定の電気通信事業者が提供するサービスを利用するための、当社が指定する電話番号への通話。

(3)携帯電話、PHS、衛星電話、その他当社が指定する電気通信サービス利用者との通話。

(4)当社が定める特定の電気通信事業者の事業者識別番号を用いた番号への通話。

(5)本サービスにおいて使用される機器またはIPネットワーク等の障害、その他原因・理由のいかんにかかわらず、本サービスを利用できない状態で利用者が発信を行った通話。

3. 本サービスの内容、料金その他詳細については、当社が定めるとおりとします。

4. 本サービスを利用して行なわれた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービス等の対象にはなりません。

(利用前の準備)

第3条 本サービスをご利用いただくには、契約者は自己の責任と負担において以下の各号の条件を満たしていただくことが必要です。以下の各号を満たしていただけないことにより本サービスを利用できないことについて、当社は何ら責任を負うものではありません。

(1)当社が提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の接続サービスコースの内、以下のいずれかの接続サービスコースをご利用いただいていること。

・WAKWAK ADSL シリーズ

・ざんまい光 シリーズ

・WAKWAK光 with フレッツ シリーズ

・WAKWAK 光プラス

・WAKWAK for マンション全戸光 シリーズ

・WAKWAK 光コラボ シリーズ

・WAKWAK ドコモ光

・WAKWAK コムシス光

(2)NTT東日本・NTT西日本が提供するIP通信網サービスである、「フレッツ・ADSL」シリーズ、「フレッツ光」シリーズのいずれかのサービス、または「光コラボ事業者提供の光アクセスサービス」をご利用いただいていること。

(3)当社が指定する「IP電話対応機器」をIP電話対応機器提供事業者等が指定する方法により設置、維持、運用していただいていること。

(利用契約の申込・成立)

第4条 本サービスの利用を希望する者(以下、申込者といいます)は、あらかじめWAKWAK利用規約および本規程(以下、あわせて本規程等といいます)を承認のうえ、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。

2. 本規程等を承諾いただき、オンラインサインアップにより申し込みをする場合は、オンラインサインアップ用の様式に従い必要事項をご記入の上、送信ボタンをクリックしてください。また、書面により申し込みをする場合は、当社所定の様式に必要事項をご記入の上、当社までご提出いただけます。

3. 本サービスに係る利用契約は、WAKWAK利用規約に従い成立するものとします。

(IP電話番号)

第5条 当社は、本サービスに係る利用契約成立後、当社が定める基準、方法により、本サービスを利用するために必要となるIP電話番号(以下、IP電話番号といいます)を契約者に付与します。

2. IP電話番号に係る管理責任は契約者が負うものとします。IP電話番号の第三者による使用、使用上の過誤、紛失、失念、その他による損害は契約者が負うものとし、本規程等で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負いません。

3. 本サービス利用契約が解約された場合、解約前のIP電話番号については、再度本サービスをお申込みいただいた場合でも、ご利用いただくことはできません。

(料金)

第6条 契約者は、本サービスの利用料金(以下、本サービス料金といいます)として、本サービスに関するユニバーサルサービス料(以下、ユニバーサルサービス料といいます)、WAKWAK利用規約別紙11に定める通話料金その他当社所定の費用を本規程等に従い支払うものとします。

2. 本サービス料金の請求および支払は次項に定める料金月単位で行うものとします。ただし、当社の業務遂行上やむを得ない場合には、当社は、当社の裁量において、料金月の起算日、締切日を変更することができるものとします。

3. 本サービス料金の請求および支払は、以下のとおりとします。

(1)ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料の料金月については、毎月1日から月末日までを1料金月とし、通話の有無にかかわらず料金発生日以降1料金月毎にお支払いいただきます。

(2)通話料金

通話料金については、毎月21日から翌月20日までを1料金月として算定します。本サービス利用開始日以降、終了日まで、利用相当額をお支払いいただきます。なお、契約者のIP電話番号を利用した通話は契約者による利用とみなし、その通話が第三者により利用された場合といえども、契約者に付与されたIP電話番号に係る通話料金は契約者にお支払いいただきます。

(3)その他の当社所定の費用

その他の当社所定の費用が発生した場合、本サービス利用開始日以降(料金発生日以降)に費用発生都度お支払いいただきます。

4. 契約者には、本サービス料金の他、本サービス料金に課される消費税相当額を負担していただきます。

5. 本サービス料金は、WAKWAK利用規約の定めに従い、変更することがあります。なお、本サービス料金の変更に伴って契約者が被る不便、不都合、損失・損害について、当社は本規程等で特に定める場合を除き、いかなる責任も負いません。

6. 本規程第2条第2項で定める対象外通信に係る利用料金をはじめ、本サービスの利用に関連して契約者又は契約者のIP電話番号を利用した者が利用した他の電気通信事業者等のサービスに係る料金その他については、契約者に直接負担していただくものとします。

7. 本規程等で特に定める場合を除き、当社は受領した本サービス料金について払戻はいたしません。

(契約者による解約)

第7条 契約者は、当社が定める方法により、本サービスに係る利用契約を解約することができます。

(禁止事項)

第8条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。

(1)IP電話番号を貸与、賃貸、譲渡、売買、買入等する行為。

(2)本サービスを当社が不当であると合理的に判断する態様(以下、この態様を不正といいます)において利用し、または不正に利用しようとする行為。

(3)WAKWAK利用規約において禁止事項として規定されている行為。

(4)他の契約者又は第三者に迷惑を与えたり、不利益を与える行為(自動ダイヤリングシステム等を含む)。

(5)本サービスの提供に支障をきたす行為。

(解約)

第9条 理由のいかんにかかわらず、WAKWAK利用規約に基づく契約が解約された場合、本サービス利用契約も当然に解約されるものとします。

2. 本サービス利用契約が解約された場合、契約者は本サービス料金その他について、当社が定める期日までに支払うものとします。

(サービスの中断)

第10条 当社は、以下のいずれかに該当する事象が生じた場合、予告なく本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1)本サービス関連設備(当社又は当社の提携業者、もしくは他の電気通信事業者の設備であることを問わない)に故障が発生した場合。

(2)トラヒックが当社の予測を超え輻輳した場合。

(3)契約者が本規程等に違反する行為を行った場合、並びにその結果当社の設備、又は本サービ

スの運営もしくは提供に支障をきたした場合、又は支障をきたす恐れがあると当社が判断する場合。

(4)当社、当社の提携業者、又は当社以外の電気通信事業者の本サービスに関連する設備、回線等の設置工事、切り替え工事、障害又は保守等により、やむを得ず本サービスの提供を一時的に中断せざるを得ない場合。

(5)第2条第1項(4)に定める通話(国際通話)が第三者によって不正に使用されていると判断された場合。

(6)WAKWAK利用規約においてサービスを中止・中断する事由として規定されている事項に該当する場合。

(免責事項)

第11条 本サービスに関連して当社が負う賠償責任は、WAKWAK利用規約で定めるものに限られるものとします。当社はWAKWAK利用規約で特に定める場合を除き、本サービスの提供又は提供できないことに関連して契約者又は第三者に対して何ら賠償責任を負うものではありません。

* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

付則 本規程は2003年3月19日より実施するものとします。

2004年3月11日一部改定	2004年8月1日一部改定	2005年9月20日一部改定
2007年1月26日一部改定	2008年3月31日一部改定	2009年5月1日一部改定
2010年2月1日一部改定	2015年2月1日一部改定	2015年6月3日一部改定
2015年8月20日一部改定	2015年10月1日一部改定	2017年6月1日一部改定